

新しい行政改革の方針 参考資料

未来へつなぐ改革の基本方針

- 1 県政経営の考え方 1

分権時代を見据えた県の役割の明確化

- 2 滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会報告 . . . 2
(平成17年2月)抜粋
- 3 地方分権改革推進委員会中間的な取りまとめ(要約・抜粋) . . 6

市町とのより適切な連携・協力関係の構築

- 4 県から市町への権限移譲の状況 10

持続可能な財政基盤の確立

- 5 財政収支見通し 11
- 6 基金残高の状況と課題 13
- 7 これまでの県の財政改革 14
- 8 収入未済額推移(法的に認められた徴収猶予分除く) 15
- 9 工場立地件数・敷地面積の推移 16
- 10 県有資産の売却状況 17
- 11 地方分権改革をめぐる動き 18
(国への働きかけの状況を中心として)
- 12 「施策・事業の仕分け」結果全体集計 19
- 13 使用料および手数料の見直しの状況 20

社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直し

- 14 知事部局定数の推移(H9～19) 21
- 15 人口類似県における人口1万人当たりの職員数 22
- 16 集中改革プランの人員削減率全国比較(一般行政部門) . . . 23
- 17 人件費削減の取組 24
- 18 都道府県のラスパイレス指数の状況 25
- 19 試験研究機関の研究職員数の状況 26

公営企業会計等や県出資法人の効率的・効果的な経営の促進

- 20 公営企業会計等の状況 27
- 21 外郭団体の見直し状況 35

効果的な経営のための県庁力の最大化

- 22 業務改革の実績 36
- 23 契約事務の制度改正状況 37
- 24 職員の創意工夫や改善の状況 38

県政経営

基本構想

基本理念

未来を拓く共生社会へ

自律と協働により、人と人、人と自然が調和する共生社会を築き、暮らしの未来、社会の未来を拓く。

将来の姿

<地域の将来の姿>

経済・産業
環境
県土

<暮らしの将来の姿>

健康、働く、住む
学ぶ・育てる、
楽しむ、つながる

戦略

- 人の力を活かす
- 自然の力を活かす
- 地と知の力を活かす

施策

- 暮らし
- 経済・産業
- 環境
- 県土

新しい行政改革の方針

未来へつなぐ改革の基本方針

自律的で持続可能な行財政基盤の確立

「地方政府」としての県の役割の発揮
市町とのより適切な連携・協力関係の構築
自律的で持続可能な財政基盤の確立
対話と共感による開かれた県政の推進
スリムな組織体制の構築と県庁力の最大化

取組項目

1. 分権時代を見据えた県の役割の明確化
2. 市町とのより適切な連携・協力関係の構築
3. 持続可能な財政基盤の確立
4. 社会環境の変化や県の役割を踏まえた組織・機構の見直し
5. 公営企業会計等や県出資法人の効率的・効果的な経営の促進
6. 対話と共感による開かれた県政の推進
7. 効果的な経営のための県庁力の最大化

新たな財政構造改革プログラム

財政収支見通し

財政収支見通し(財源不足額)
平成20年度 約400億円
平成21年度 約460億円
平成22年度 約450億円

本県の財政状況は、まさに「非常事態」ともいふべき危機的状況

財源不足への対応

1. 道筋を明確にしつつ機動的に対応する
2. 歳入・歳出両面から大胆に取り組む
3. 歳入確保のための取組
4. 歳出の見直し

基本構想の実現に向けた県政運営の考え方

様々な地域の課題を地域自らが主体的に解決していく「地域主権」の自治を目指します。「もったいない」という考え方のもと、自然や子ども・若者らの力を活かします。戦略的、重点的に施策を展開し、「県政経営」の視点を一層重視します。

2 滋賀県・市町パートナーシップのあり方検討協議会報告

(平成17年2月)抜粋

1 分権型社会における県、市町、住民の役割

地方分権の意義

地域の多様な個性を尊重する住民主導の自立的で総合的な行政運営の仕組みを構築することである。

地方自治体とその住民による自己責任のもとでの自己決定権の拡充を目指す取り組みである。

よりよい地域づくりを目指して住民、地域社会、NPO、企業などの地域の多様な主体による自主的な活動が展開され、行政と住民等が協働して自立的、総合的な地域づくり、くらしづくりが行われることが必要である。

住民等と行政の役割

「自助」、「互助」、「公助」という住民等と行政の役割における基本的な考え方のもと、住民等の主体的な公共的活動を優先に考え、住民自治の充実を図る。

地方自治体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

<住民等と行政の役割における基本的な考え方>

個人でできることは個人で解決する(自助)

個人でできないことは地域で助け合う(互助)

自助や互助でどうしても問題解決できないことを行政が補完する(公助)

県と市町の役割

市町村優先の原則、近接および補完性の原理を踏まえて、市町の役割をより一層重視する。

市町は、基礎的な地方自治体として、地域における事務で県が処理するとされるものを除いたものを処理するとされ、住民に最も身近な自治団体として住民の日常生活に直結する仕事を総合的に処理する。

県は、市町を包括する広域の地方自治体として、広域にわたるもの、市町の連絡調整に関するもの、規模または性質において一般の市町が処理することが適当でないものを担い、必要に応じて市町を補完する。

県は広域の地方自治体として、市町は基礎的な地方自治体として、それぞれの性格に応じた役割分担を明確にし、相互に競合しないようにしながら、対等のパートナーとして連携、協力して地域における行政を実施する。

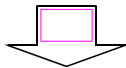
<市町村優先の原則、近接および補完性の原理>

地域の課題は、住民の責任ある選択により、総合的、主体的に解決することが重要であることから、課題の解決は、住民の意思の反映などを最もしやすい市町村が優先的に行い、次に市町村ではできないことを県が行い、さらに、県も行うことが適当でないことを国が行うという考え方である。

2 県と市町の役割分担における課題

住民等の公共的活動

地域づくりに積極的に参加しようという住民、地域社会、NPO、企業などの地域の多様な主体による自主的な公共的活動が活発となり、地域の公共サービスの厚みを増すことが期待される。

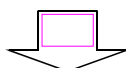


行政が行うよりも効果的、効率的と判断される事業については、地域の多様な主体の積極的な参画を得て、「協働」をさまざまに工夫して具体的に実施することが重要である。

住民自治の充実を図る視点からも、広く住民等の理解を得ながら、住民等と行政の役割のあり方を見直す必要がある。

市町合併の進展

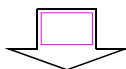
市町合併の進展に伴い、新市町の行政区域や財政的、人的規模が拡大強化され、行政能力の一層の向上が期待される。



市町村優先の原則を踏まえつつ、小規模町の事情にも一定配慮して、県と市町の新たな役割分担と協力関係の構築を考える必要がある。

危機的な財政状況

右肩上がりの経済成長を背景に拡大してきたサービス水準を維持、継続することは極めて困難な状況であり、危機的な財政状況を踏まえ、自立した行財政運営に転換することが期待される。



危機的な財政状況等について、県と市町が共通認識を図るとともに、住民等の理解を得ながら、住民等、市町、県の役割分担を根本的に見直す必要がある。

施策全般について、県と市町はそれぞれその必要性、緊急度、重要度による見極めを徹底的に行い、より一層の効果的・効率的な行政運営の仕組みの構築が必要である。

限られた財源で、住民ニーズ等を踏まえ、受益と負担のバランスを考慮したサービスの効率的かつ適切な実現が重要である。

3 県と市町との具体的な役割分担

市町村優先の原則、近接および補完性の原理を踏まえて、市町の役割と県の役割に関する指標は次のとおり整理できる。

なお、行政の役割は広範・多岐にわたるため、個々の事務の性格や実態等を勘案しながら、県と市町が対等・協力のパートナーとして協働して取り組むこと、必要に応じて県が市町を支援することも必要である。

(1) 市町の役割

指標 1 地域の生活に密着したものなど市町の責務として行うべきもの

地域の生活に密着したものなど本来的に市町が担うべき事務

(例) 地域コミュニティ活性化支援、商店街活性化、地域福祉、地域に密着した基盤整備

指標 2 地域の実情に応じた取組が必要なもの

地域住民に最も近い市町が担う方が各地域の状況やニーズに応じた取り組みが進められるもの、きめ細かな対応が可能となるもの

(例) 地域的な観光振興、一般廃棄物対策

指標 3 住民にとって市町が行った方が利便性が高く、効率的、効果的なもの

住民等に身近な市町に委ねた方が、住民や利用者にとって利便性が向上するもの、業務が効率的・効果的となるもの

(例) 地場産業の振興、生涯学習の実施

指標 4 受益範囲が単一市町に限定されるもの

事業の対象、利用者が単一市町のみで受益範囲が限定されるもので、市町で対応可能なもの

(例) 地域内の福祉のまちづくり事業

指標 5 単一市町における活動を対象とするもの

市町域を活動エリアとするなど活動範囲が単一市町のみ範囲に留まる地域の多様な主体への支援など

(例) 地域内の文化活動支援

(2) 県の役割

指標 1 広域的な行政需要・行政対象への対応

行政対象となる物や事業が広域的である場合、施設利用者や規制対象などの行政需要が広域的に散在している場合、一市町域を超えて、活動する団体の支援や移動する対象への規制、産業活動などに対応する取組を行う場合
(例) 琵琶湖の総合保全、流域下水道事業、鉄道整備事業、新産業の創出支援、科学技術の基盤整備、産業廃棄物対策、広域的な観光振興

指標 2 国・他府県・市町間等の調整等を要するものへの対応

国や他府県・市町間など一市町域を超えて広域的な調整等が必要となる課題への対応
(例) 広域的な防災対策・危機管理、県全域の土地利用計画、大気・水質等の環境監視

指標 3 高度な技術、専門性を要するものへの対応

高度な技術や専門的知識を必要とする事業、試験研究や検査等
(例) 生態系の調査、研究、高度で専門的な保健サービス、産業活性化に向けた技術開発

指標 4 県域レベルで活動する公的サービス等を担う人材の養成、活用

県域レベルで活動する人材や高度な専門性を持つ人材の養成と活用
(例) 人権教育の指導者育成、社会教育指導者養成事業

指標 5 県域全体の方向性を導く取り組み

県が持つ財政能力や専門的人材ストック等を活かして、県域全体を先導すること、県域全体に政策の効果が及ぶことを目的として取り組む事業等
(例) 男女共同参画施策の総合的推進、環境こだわり農産物発信事業

3 地方分権改革推進委員会中間的な取りまとめ（要約・抜粋）

平成19年11月16日

1 はじめに

- ・「中間的な取りまとめ」は、委員会が本年5月30日に取りまとめた「基本的な考え方」を踏まえつつ、来春以降順次行う勧告に向け、今後の検討の方向性を明確にするもの。この意味で、今後の勧告に向けた「羅針盤」であり、国民の理解と支持を高めるための「トリガー」でもある。

2 審議の経過

- ・委員会は、4月2日の初会議以来、「中間的な取りまとめ」までに29回の会議と7回の地方分権懇談会を開催した。この間、5月30日には、「基本的な考え方」を取りまとめた。
- ・委員会審議では、地方側から提示された支障事例の課題などを各府省に投げ掛け、それに対する見解を公開の委員会の場を通じて共有し、議論していく方式を基本とした。
- ・委員会は、経済財政諮問会議の議論とも連携し、6月の「骨太の方針2007」では、「基本的な考え方」にもとづき検討を進めることや、今後の検討スケジュールなどが盛り込まれた。

3 地方分権改革における基本姿勢の明確化

(1) 地方分権改革の理念

〔地方分権の新たなステージ〕これまでの「未完の改革」の延長ではなく、人口減少・少子高齢化など社会構造の変化に伴う危機の状況を打開し、新たな未来社会への見取図を示す。

〔地域の個性〕各地域がその特性をいかし、独自の発展を遂げることができるよう、地方自治体の自由度を拡大する仕組みを構築し、元気があり多様な個性ある地域社会の形成を目指す。

〔グローバル化、情報化の進展〕今や、地域の豊かな個性と資源、そしてそのネットワークによって我が国が支えられる「自立と共生」の時代であり、地方分権改革が不可欠である。

〔団体自治と住民自治の充実〕「団体自治」の拡充と「住民自治」の実質的な確立を目指す。

〔住民の視点の重要性〕国も地方も、財・サービスの供給者ではなく利用者・納税者である住民の視点に立つことで、施策の重複の排除や効率的な財・サービスの提供が可能となる。

(2) 「地方が主役の国づくり」に向けた取組み

〔地方政府の確立のための権限移譲〕中央政府と対等・協力である「地方政府」の確立のため、住民に身近な行政は地方自治体に移譲し、義務付け・枠付け、関与等を徹底して見直し

〔完全自治体の実現〕自治行政権、自治立法権、自治財政権を有する「完全自治体」を目指す。

〔行政の総合性の確保〕規模や地理的条件等の異なる地方自治体が地域における総合的な行政を担うことができるよう、「自立と連帯」の基本原則にしたがい、広域連携等の制度を充実

〔地方活性化〕国の条件整備のもと、地方自治体は自らの企画力の向上を通じた地域経済基盤の強化をはかり、地域の多様な資源をいかした民主導の地域再生を実現

〔住民本位の自治と自治を担う能力の向上〕地方政府の担い手である住民・首長・議会の意識改革、自治体職員の資質の向上、監査などのチェックシステムの徹底が必要

(3) 各府省の共通した主張に対する当委員会の考え ... 地方分権への「懸念」の克服

- ・ 国が直接権限を行使し、地方自治体の行政決定に対する関与を行わなければならないとする理由等についての各府省の共通した主張は、以下のとおり、いずれも本来地方自治体が自主的に判断を行うべき領域に国が介入することの理由とはならないと考える。

「統一性」の観点に対する考え方

- ・ 法律などで明確な基準を定めていれば、国が個別に関与するまでもなく統一性が十分担保できる。国が基準を定める場合であっても、あくまで「標準を定めるもの」とし、地方自治体の創意工夫の余地を認める方式とすべき

「広域性」の観点に対する考え方

- ・ 都道府県を越えた広域調整の仕組みのあり方を積極的にまず模索すべき。国による広域調整がどうしても必要な場合でも、報告や届出にとどめ事後チェックとすることを基本とすべき

「専門性」の観点に対する考え方

- ・ 地方自治体においても能力、設備面で専門性を確保することは可能。また、専門性を有するとされる国の組織や職員を地方自治体に移管することによって対応することが可能

4 国民・住民本位の分権改革

(1) 法制的な仕組みの見直し等

義務付け・枠付け、関与の見直しと条例制定権の拡大

- ・ 自治事務に対する義務付け・枠付けについて、存置を許容する場合のメルクマールを設定し、該当しないものは原則廃止を求める。これにより、廃止・縮減、全部・一部の条例委任、又は条例による補正の許容（「上書き」）などの見直しを行い、条例制定権の拡大をはかる。
- ・ 地方自治体の行政に対する国等の関与は、自治事務に対する関与の基本類型に該当しない同意、許可・認可・承認、指示等の特別の関与の見直し等、さらなる見直しを行う。

義務付け・枠付けの存置を許容する場合のメルクマール

地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合
補助対象資産又は国有財産の処分に関する事務を処理する場合

地方自治に関する基本的な準則（民主政治の基本に関わる事項その他の地方自治体の統治構造の根幹）に関する事務を処理する場合、及び他の地方自治体との比較を可能とすることが必要と認められる事務であって全国的に統一して定めることが必要とされる場合

地方自治体相互間又は地方自治体と国その他の機関との協力に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

国民の生命、身体等への重大かつ明白な危険に対して国民を保護するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

広域的な被害のまん延を防止するための事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

国際的要請に係る事務であって、全国的に統一して定めることが必要とされる場合

新たな義務付け・枠付け、関与についてのチェックシステムの検討

- ・ 今後制定される法令が新たな国と地方の役割分担等を踏まえた諸原則に沿ったものとなるよう、

各府省及び政府全体としての義務付け・枠付け等に関するチェックシステムの整備について引き続き検討を進める。

都道府県から市町村への権限移譲の法制化の推進

- ・ 都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより市町村が処理することとすることができる制度（平成 12 年施行）は、各都道府県において積極的に活用されているが、住民の利便性の向上等の観点から、大いに評価すべき
- ・ 複数の都道府県において、小規模な市町村も含め移譲がなされている事務については、市町村の事務として法令上制度化することを検討する必要がある。

(2) 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直し・検討

<略>

(3) 地方分権改革と地域の再生

過疎化する中心市街地（コンパクトシティに向けて）

- ・ 地域の実情に通じた地方が、周辺地域との広域的な調整もはかりつつ、自らの責任と判断でコンパクトなまちづくりを進めていくことが重要

過疎化する地域集落（限界集落を超えて）

- ・ 全国一律のフルスペックの行政手法によるのではなく、集落に関して地域が自ら行政サービスの範囲と内容、提供方法を「身の丈に合わせて」決定できることが基本

5 税財政

(1) 国と地方の財政関係

- ・ 地方税財源に占める地方税の割合を上げることが不可欠。当面、国と地方の税源配分について、地方から主張されている 5 : 5 を念頭におくことが現実的な選択肢。具体的な方策については、今後の地方税財政全体の改革議論のなかで検討する。
- ・ 国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しについて一体的に検討し、地方債を含め分権にかなった地方税財政制度の改革を進めていく必要がある。

(2) 地域間財政力格差の是正

- ・ (1) のように地方税の比率を高めていくのであれば、国からの財政移転が果たす役割は縮小せざるを得ない。その際、地域間の財政力格差の縮小の観点から、地方交付税の制度改革を含め財政調整のあり方についても検討する必要がある。
- ・ 国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の一体的改革と税源の偏在是正とは、一体不可分。地方税源の充実にあたっては、応益性を有し、薄く広く負担を分かち合うものであること、さらに、地域的な偏在性が少なく、税収が安定したものであることが望ましく、国と地方の税体系の観点から見直しを行う必要がある。

(3) 社会資本整備に関する財政負担

- ・ 社会資本整備に関する国と地方の役割分担を見直し、国庫補助事業についての対象事業の限定や直轄事業負担金の廃止・縮減等について地方の自主性・裁量性を拡大する方向で検討

(4) 国庫補助負担金改革

- ・ 国庫補助負担金については、地方自治体の自主的な行財政運営を阻害しがちであり、財政資金の非効率な使用を招きやすいことから、廃止を含めたゼロベースでの見直しが必要

- ・ 財産処分に対する制限は、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保するうえで必要最小限にとどめるように改め、手続の簡素化、処分制限期間の短縮化をはかる。

(5) 財政規律

- ・ 地方自治体自身が経営のスリム化・効率化を進め、納税者たる国民・住民の立場に立った地方自治体となることが、財政規律を高め、地方分権改革への国民全体の支持を高める。

6 分権型社会への転換に向けた行政体制

- ・ 国の新たなガバナンスの姿、将来における道州制のあり方にも関連して、以下を指摘

(1) 広域連携の拡充

- ・ 「平成の大合併」は、基礎自治体優先の原則に沿った役割分担を担うことのできる基礎自治体を整備しようとするもの。そのうえで、単独の基礎自治体が担えない事務事業については、周辺の基礎自治体との広域連携等の水平的補完、都道府県が担う垂直的補完の仕組みの充実が必要

(2) 大都市制度のあり方について

- ・ 大都市に関して国の法令による全国一律の義務付け・枠付け、関与が必要なのか、さらなる権限移譲ができないのかといった視点を保持し、そのあり方についての検討が必要

(3) 地方支分部局等の見直し

- ・ 法令による適切な事務処理基準の設定、事務と要員の双方の移譲により、国の地方支分部局の事務を地方が担うことは可能。また、管轄区域が複数都道府県にまたがるブロック機関の事務についても、都道府県や本府省、地方自治体の広域的連携で対応できないか検討が必要

7 勧告に向けて

- ・ 今後の審議においては、「中間的な取りまとめ」で示した検討の方向性にもとづき、幅広い課題について具体的な勧告に向けて本格的に検討を進めていく。
- ・ 法令による義務付け・枠付けについては、存置を許容する場合のメルクマールを設定し、これに該当しない場合には原則として廃止することとし、当面、今年度末を目途に各府省から見直しの結果の回答を得て、検証を行う。
- ・ 個別の行政分野・事務事業の抜本的見直しについては、所管府省においても早急に検討に着手し、具体的な改革案を取りまとめるよう要請する。当面、今年度末を目途に検討結果の報告を求め、来春以降の勧告に向けた検討を具体的に進める。
- ・ 地方支分部局の抜本的な見直しについては、出張所等を含む詳細調査結果を活用しつつ、事務事業の地方自治体への移譲等を検討していく。地方六団体からの具体的な見直しの提案等を踏まえ論点を整理し、今年度末を目途に、各府省の考え方の回答を得て、検証を行う。
(政府及び地方自治体に望むこと)
- ・ 政府に対し、一体となって地方分権改革の推進に強力に取り組まれることを望む。また、地方自治体においては、具体的かつ建設的な検討及び提案が行われること、行財政運営についての透明性と自浄性の確保、人材育成など行政能力向上の努力の継続を期待する。

4 県から市町への権限移譲の状況

1. 滋賀県・市町村権限委譲検討協議会報告による権限委譲実施計画

平成12年4月の地方分権一括法の施行を契機として計画策定

13事務を平成13年度から平成16年度までの間に市町村に委譲

(本計画前に委譲した事務とあわせて36事務(教委条例・規則含む)を委譲)

2. さらなる権限移譲基本計画(平成18年2月策定)による権限移譲

市町村合併の進展により、市町の行財政基盤の拡大・強化に応じて権限移譲を推進するため「滋賀県・市町のパートナーシップのあり方検討協議会」において計画策定

57事務を平成19年度から平成22年度までの間に市町へ移譲予定

期間	割合	事務数	事務量で見た進捗状況 *1		事務数で見た進捗状況 *2			
			市	町		市	町	
H19.4		38事務	56.9%	61.9%	18.9%	53.8%	71.7%	35.1%
H20.4まで(予定)		41事務	69.4%	75.5%	22.7%	60.9%	76.6%	44.4%
H19-H22【計画期間】 (予定)		55事務	94.1%	98.1%	63.4%	88.7%	96.2%	80.9%

*1 事務処理時間で見た進捗状況

*2 移譲事務数で見た進捗状況

3. 大津市の中核市移行(平成21年4月予定)に伴う権限移譲

17事務を保健所設置時に移譲予定

(法令の規定により中核市へ移譲される事務を除く)

5 財政収支見通し

平成20年度から平成22年度の財政収支見通しは次表のとおりです。

この収支見通しは、「新たな財政構造改革プログラム」の策定経過において、一般会計を対象に平成19年度当初予算を基礎として、一定の前提条件を設定した上で算出したものです。収支見通し・財源不足額は、平成20年3月中に策定する「新たな財政構造改革プログラム」で明らかにします。

(単位:億円)

区 分		平成19年度	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
				伸び率		伸び率		伸び率
歳 出	義務的経費	2,799	2,880	2.9	2,900	0.7	2,910	0.3
	うち人件費	1,746	1,750	0.2	1,750	0.0	1,750	0.0
	うち扶助費	353	380	7.6	380	0.0	400	5.3
	うち公債費	700	750	7.1	770	2.7	760	1.3
	投資的経費	878	910	3.6	800	12.1	800	0.0
	うち普通補助	380	390	2.6	360	7.7	360	0.0
	うち普通単独	357	380	6.4	300	21.1	290	3.3
	その他の経費	1,396	1,430	2.4	1,450	1.4	1,440	0.7
	うち税交付金等以外	1,096	1,130	3.1	1,120	0.9	1,120	0.0
	歳出合計	5,073	5,220	2.9	5,150	1.3	5,150	0.0
うち一般歳出	4,373	4,470	2.2	4,380	2.0	4,390	0.2	
歳 入	県税	1,790	1,870	4.5	1,930	3.2	1,980	2.6
	うち法人二税	661	680	2.9	700	2.9	720	2.9
	うちその他諸税	1,129	1,190	5.4	1,230	3.4	1,260	2.4
	地方交付税	963	960	0.3	890	7.3	870	2.2
	国庫支出金	524	530	1.1	520	1.9	520	0.0
	県債	673	570	15.3	480	15.8	470	2.1
	(財源対策のための県債)	(100)						
	うち臨財債等	186	170	8.6	150	11.8	140	6.7
	その他	1,123	890	20.7	870	2.2	860	1.1
	(財源対策のための基金取崩)	(169)						
(財源対策のための県有地売却)	(51)							
歳入合計	5,073	4,820	5.0	4,690	2.7	4,700	0.2	
要調整額(歳出 - 歳入)		0 (320)	400	皆増	460	15.0	450	2.2

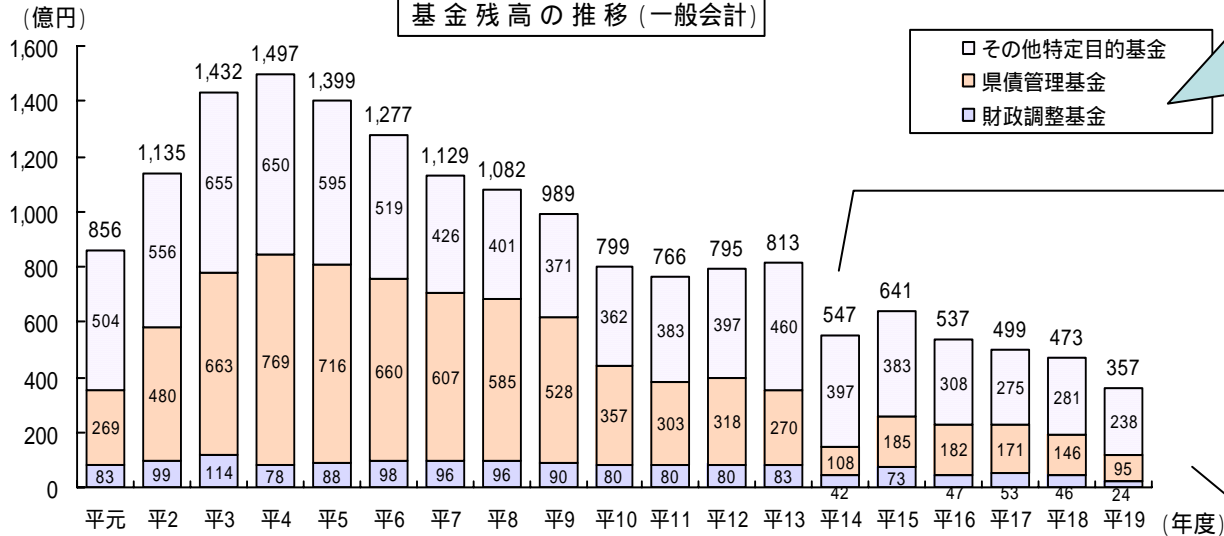
* () 内については、歳入のうち財源対策として見込んだものです。

なお、収支見通しの試算にあたっての前提条件は以下のとおりです。

<p>一般会計を対象とし、平成19年度当初予算の歳入歳出を基礎にしています。</p>		
歳 出	義務的 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費 給与費：給与構造改革および職員の年齢構成の変動による影響を見込んでいます。 給与カットは実施せず、ベースアップは0%として推計しています。 退職手当：年齢別職員構成や過去の退職状況等を勘案して所要額を試算しています。 ・扶助費：過去の伸び率等を基に所要額を試算しています。 ・公債費：既に発行した県債については、個々の償還表に基づき所要額を算出し、今後発行するものについては、平成19年度予算と同様の償還条件、借り入れ利率(2.5%)として試算しています。
	投資的 経費 ・ その他の 経費	<ul style="list-style-type: none"> ・既に事業着手済み等の大規模事業については、個別に年度ごとの所要見込額を反映して試算しています。 ・上記以外の経費については、税交付金等を県税の伸び率を基に推計したほかは、平成19年度の額を基本として試算しています。
歳 入	県税	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府試算の「日本経済の進路と戦略(参観)」の「地方普通会計の姿」における地方税(H20 2.9% H21 2.8% H22 2.3%(シリオの平均))を基本として試算しています。
	地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成19年度から平成21年度までの普通交付税の推計について(平成19年4月20日総務省自治財政局)」を基本として試算しています。 (H18-19年度トント[※]延伸ケース、H20 1.4% H21以降 1.5%)
	県債	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業に係る所要額を見込んだほかは、平成19年度の額(財源対策的な起債を除く)を基本として試算しています。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・基金繰入金について大規模事業に係る所要額を見込んだほかは、平成19年度の額を基本として試算しています。

6 基金残高の状況と課題

基金残高の推移（一般会計）



(注) 平成18年度までは、決算(18年度は決算見込)に基づく各年度末現在高であり、平成19年度は9月補正予算額を反映した年度末現在高見込額です。

財政調整基金は、年度間の財源の不均衡を調整するための基金で、県債管理基金は借入金の返済に備えるための基金です。近年の大きな財源不足に対処するため、この両基金を活用しています。また、その他特定目的基金は、条例に定められた目的に沿って推進する事業に活用するための基金です。

平成14年度は、県税収入が前年度に比べ282億円も大幅に落ち込んだことから、財政調整基金を50億円、県債管理基金を162億円、合わせて212億円もの取り崩しを行って対応しました。

平成19年度末の財政調整基金と県債管理基金の残高はそれぞれ、24億円、95億円で、合わせて119億円となる見込みです。

課題

- ・もし、平成14年度のような税収の落ち込みが再来すれば、基金での対応は困難。
- ・滋賀県の平成19年度の標準財政規模(臨時財政対策債を含む)は、約3,000億円で、都道府県の場合、その5%(約150億円)以上の赤字を出すと、“財政再建団体”に該当。
県税収入の急減など万一の場合、両基金でカバーすることができない可能性
- ・平成19年度当初予算では、基金の取り崩しで169億円の対応を行ったが、現状では同様の対応はほとんど不可能な状況。

7 これまでの県の財政改革

財政構造改革の指針（平成10～12年度）

- ・歳出の伸びの抑制
- ・会館等公共施設の原則凍結
- ・スクラップアンドビルドの徹底
- ・総人件費の抑制・県債発行の抑制

当面の財政運営方針（平成13～14年度）

- ・会館等公共施設は、緊急不可欠なもの以外凍結
- ・総人件費の抑制
- ・県債は、地方財政措置に基づくもの以外は抑制

第2次財政構造改革の指針・改革プログラム（平成15～17年度）

- ・効率的な行政運営の徹底
- ・施策の重点化（約85億円）
- ・投資的経費の重点化（約65億円）
- ・歳入の確保等（約59億円）

財政危機回避のための改革基本方針・改革プログラム

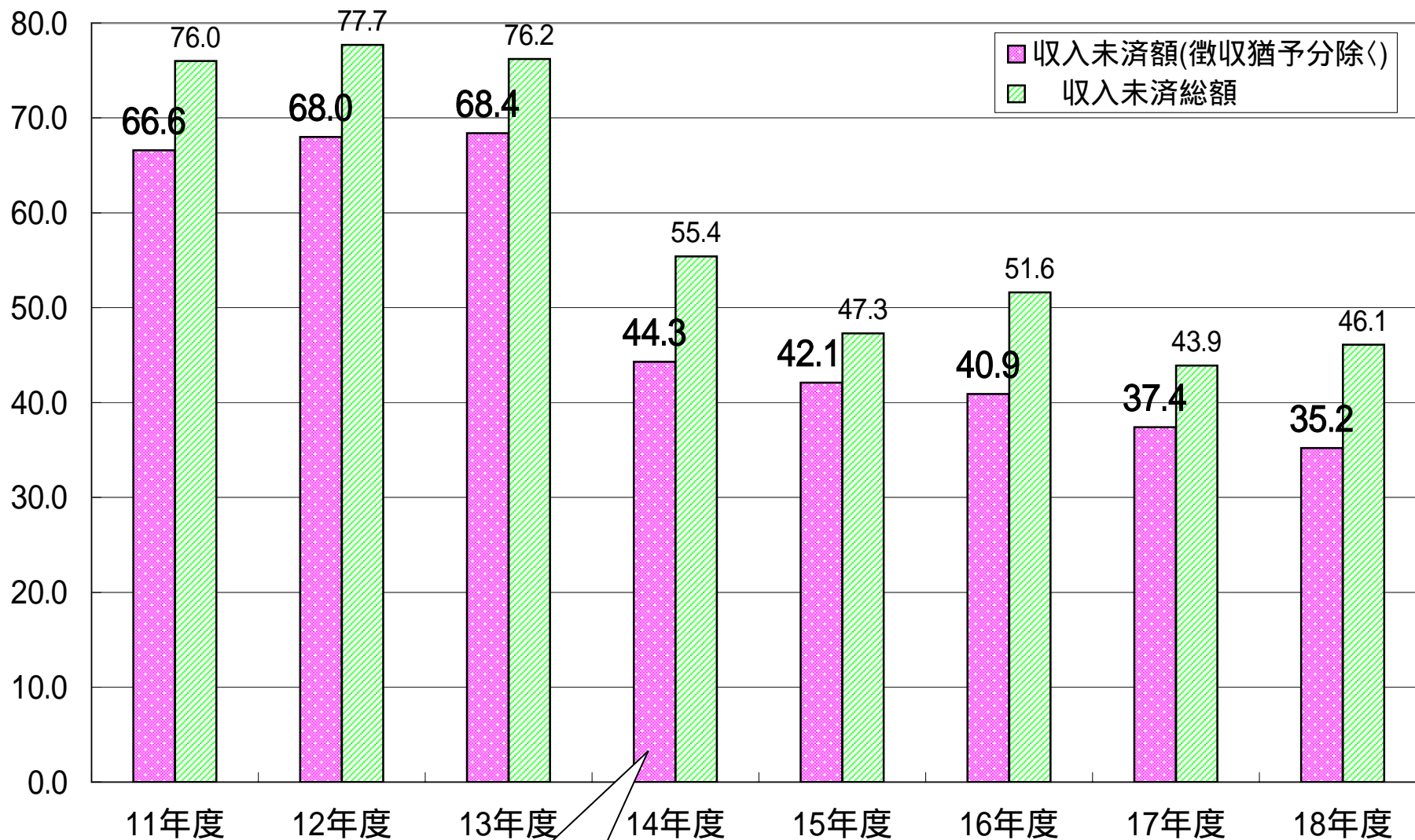
（平成17～19年度）

- ・県行政のスリム化（約124億円）
- ・施策の重点化（約75億円）
- ・投資的経費の重点化・効率化（約64億円）
- ・歳入の確保等（約16億円）

8 収入未済額推移（法的に認められた徴収猶予分除く）

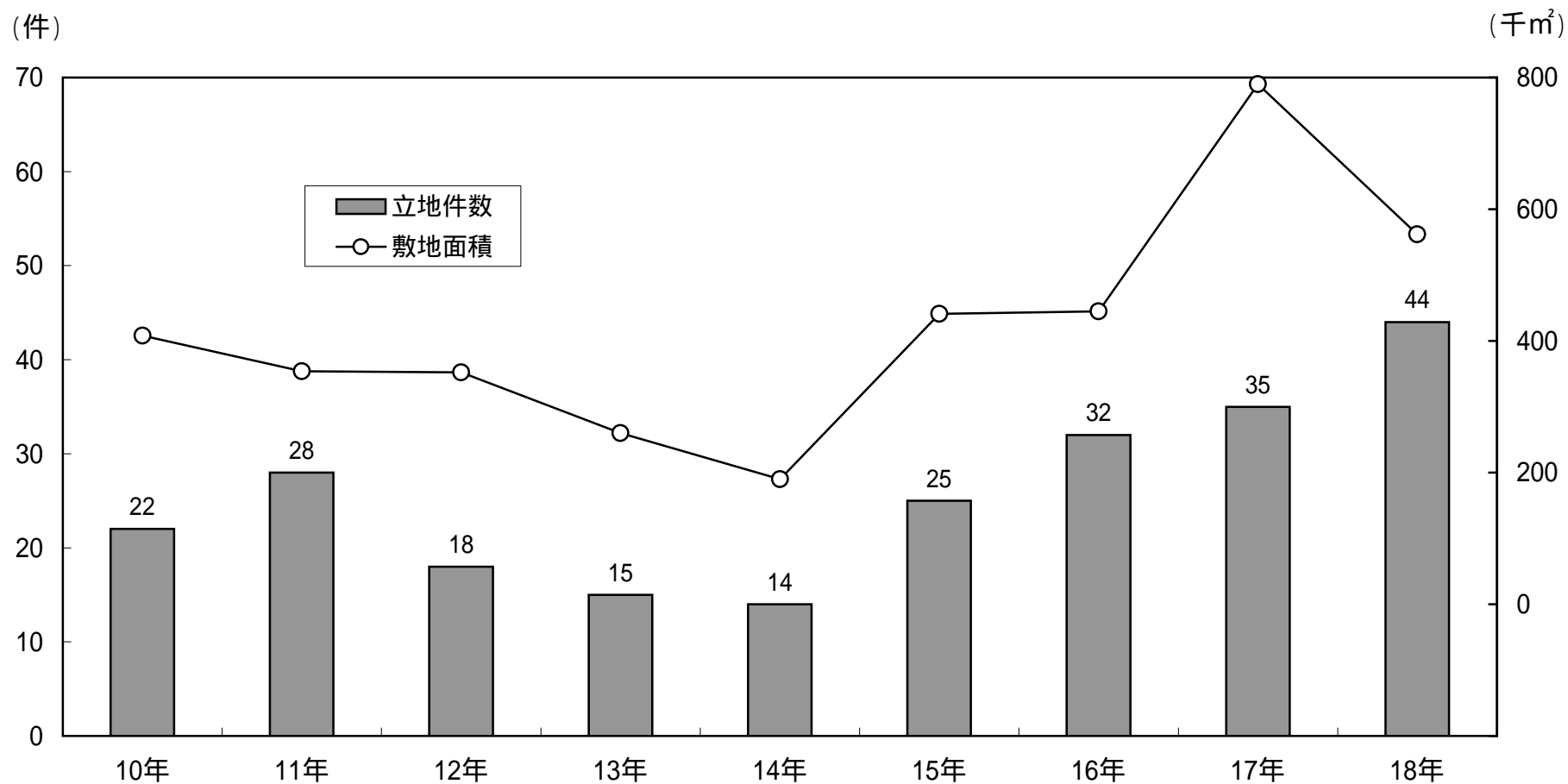
収入未済総額は徴収猶予分を含んだ収入未済額の決算額を示す

(億円)



平成14年度に大幅に減少しているのは、平成2年度に軽油引取税の反則事案で課税した約25億円を不納欠損処理したものである。

9 工場立地件数・敷地面積の推移



滋賀県内の工業団地の状況(平成19年10月末現在)

分譲済み	59団地	13,279千㎡
分譲中	5団地	301千㎡
造成中・計画中	7団地	1,619千㎡

10 県有資産の売却状況

1 県有地売却状況

(単位：百万円)

年度	不動産売払収入（土地）
平 9	1,034
平 1 0	1,613
平 1 1	394
平 1 2	604
平 1 3	731
平 1 4	498
平 1 5	1,171
平 1 6	399
平 1 7	669
平 1 8	1,129
計	8,242

2 県有地（普通財産）の状況

土地全体	7,479千m ²
うち売却可能財産	185千m ² （2.5%）
	（平成18年9月調査）

11 地方分権改革をめぐる動き（国への働きかけの状況を中心として）

- 平成14年12月 「財政構造改革プログラム」策定（平15～17）
- 平成15年 6月 「骨太の方針2003」を閣議決定
・三位一体の改革の具体的工程（4兆円程度の補助金改革）
- 平成16年 6月 「骨太の方針2004」を閣議決定
・3兆円程度の税源移譲
- 平成17年 3月 「財政危機回避のための改革プログラム」策定（平17～19）
6月 「骨太の方針2005」を閣議決定
・平成18年度までに三位一体の改革を確実に実施
- 平成18年 7月 「骨太の方針2006」を閣議決定
・「歳出・歳入一体改革」に向けた取り組み
・人件費削減、地方単独事業抑制、地方交付税現行法定率維持等
12月 地方分権改革推進法の成立
- 平成19年 1月 地方分権改革推進本部の設置
5月 地方の税財政基盤の充実について（滋賀県政策提案）
「経済財政運営と構造改革の基本方針2007」に盛り込むべき事項について（地方六団体）
地方分権改革の推進に向けた緊急アピール
（滋賀県地方分権推進自治体代表者会議）
6月 地方分権改革推進全国大会（地方六団体）
地方分権の推進に関する緊急提言（近畿ブロック知事会）
「経済財政改革の基本方針2007」を閣議決定
9月 地方交付税の算定方法に係る意見の提出
10月 地方分権改革のさらなる推進に当たって（地方六団体）
11月 地方の税財政基盤の充実について（滋賀県政策提案）
・地方消費税によるさらなる税源移譲
・権限と税財源の移譲につながる国庫補助負担金改革
・地方交付税の所要額確保と法定率の引き上げ

12 「施策・事業の仕分け」結果全体集計

『「施策・事業の仕分け」事業別仕分け結果一覧表』を委員の仕分け区分状況別に集計すると、次のとおりです。

(単位：件・億円)

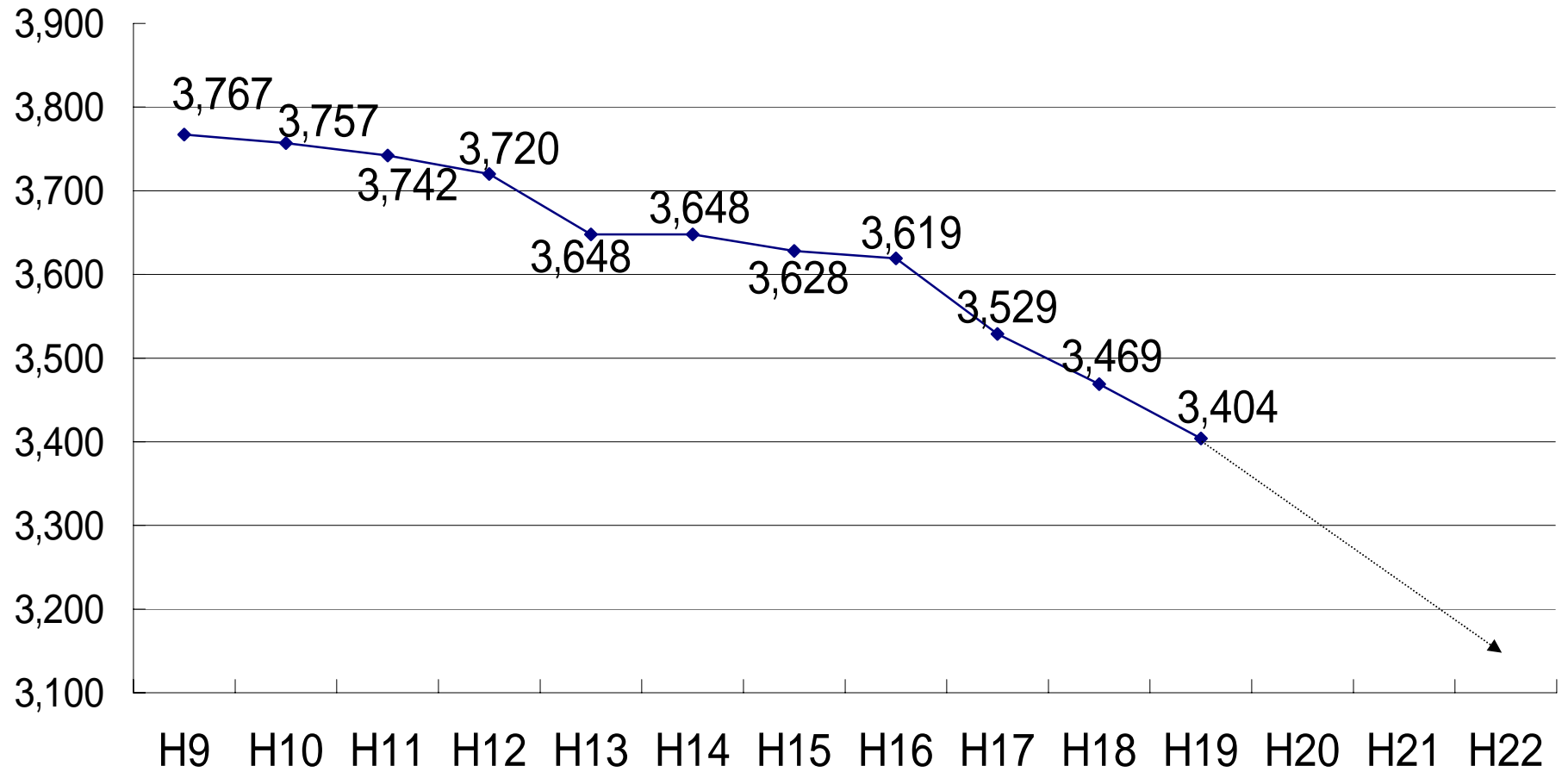
区 分		廃止		民間		国		市町		県(改善)		県	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
全委員 (5人) の仕分け区分 が一致	件数	3	0.1%	1	0.0%	-	-	1	0.0%	24	1.0%	286	11.8%
	金額	0.04	0.0%	0.2	0.0%	-	-	0.07	0.0%	14	0.5%	259	8.7%
	内一般財源	0.04	0.0%	0.2	0.0%	-	-	0.07	0.0%	11	0.9%	207	16.7%
4人の仕分け区分が一致	件数	9	0.4%	2	0.1%	3	0.1%	9	0.4%	117	4.8%	603	24.9%
	金額	0.3	0.0%	3	0.1%	0.5	0.0%	2	0.1%	335	11.2%	754	25.2%
	内一般財源	0.3	0.0%	0.8	0.1%	0.3	0.0%	0.8	0.1%	55	4.4%	372	30.0%
3人の仕分け区分が一致	件数	37	1.5%	5	0.2%	2	0.1%	15	0.6%	249	10.3%	634	26.1%
	金額	3	0.1%	5	0.2%	11	0.4%	4	0.1%	447	14.9%	1,057	35.3%
	内一般財源	1	0.1%	0.4	0.0%	6	0.5%	2	0.2%	140	11.3%	396	31.9%
仕分け区分の一致した委員数が2人以下	件数	425 (構成比 17.5%)											
	金額	100 (構成比 3.4%)											
	内一般財源	50 (構成比 4.0%)											
合計	件数	2,425 (構成比 100%)											
	金額	2,996 (構成比 100%)											
	内一般財源	1,242 (構成比 100%)											

13 使用料および手数料の見直しの状況

平成 8年1月1日施行	改定項目	70項目
	平均改定率	6.7%
平成 9年4月1日施行	改定項目	58項目
	平均改定率	1.2%
	消費税率の改定(3% 5%) に伴うもの	
平成12年4月1日施行	改定項目	136項目
	平均改定率	3.8%
平成16年4月1日施行	改定項目	127項目
	平均改定率	3.0%

14 知事部局定数の推移(H9～19)

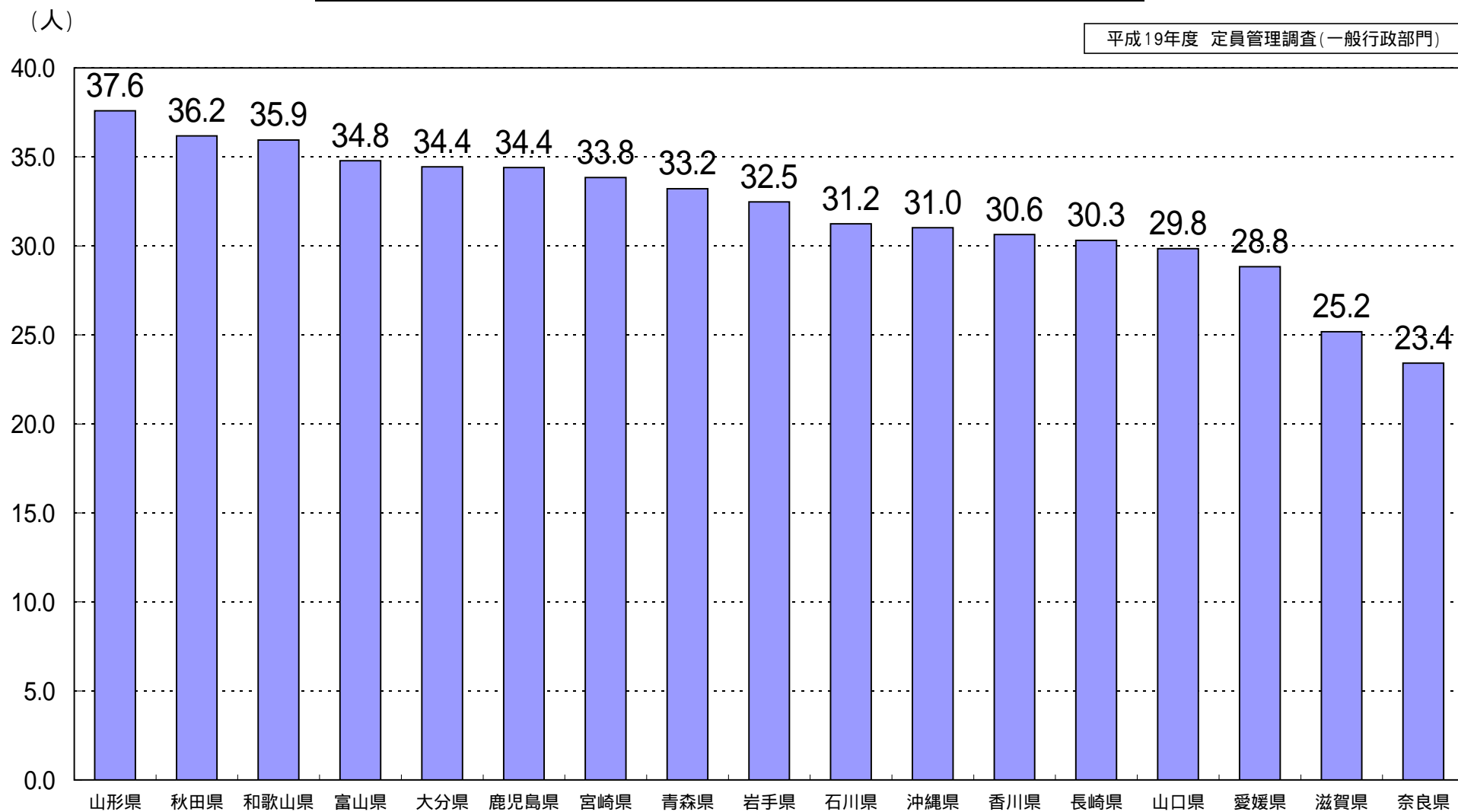
(人)



← 財政危機回避のための改革プログラム →

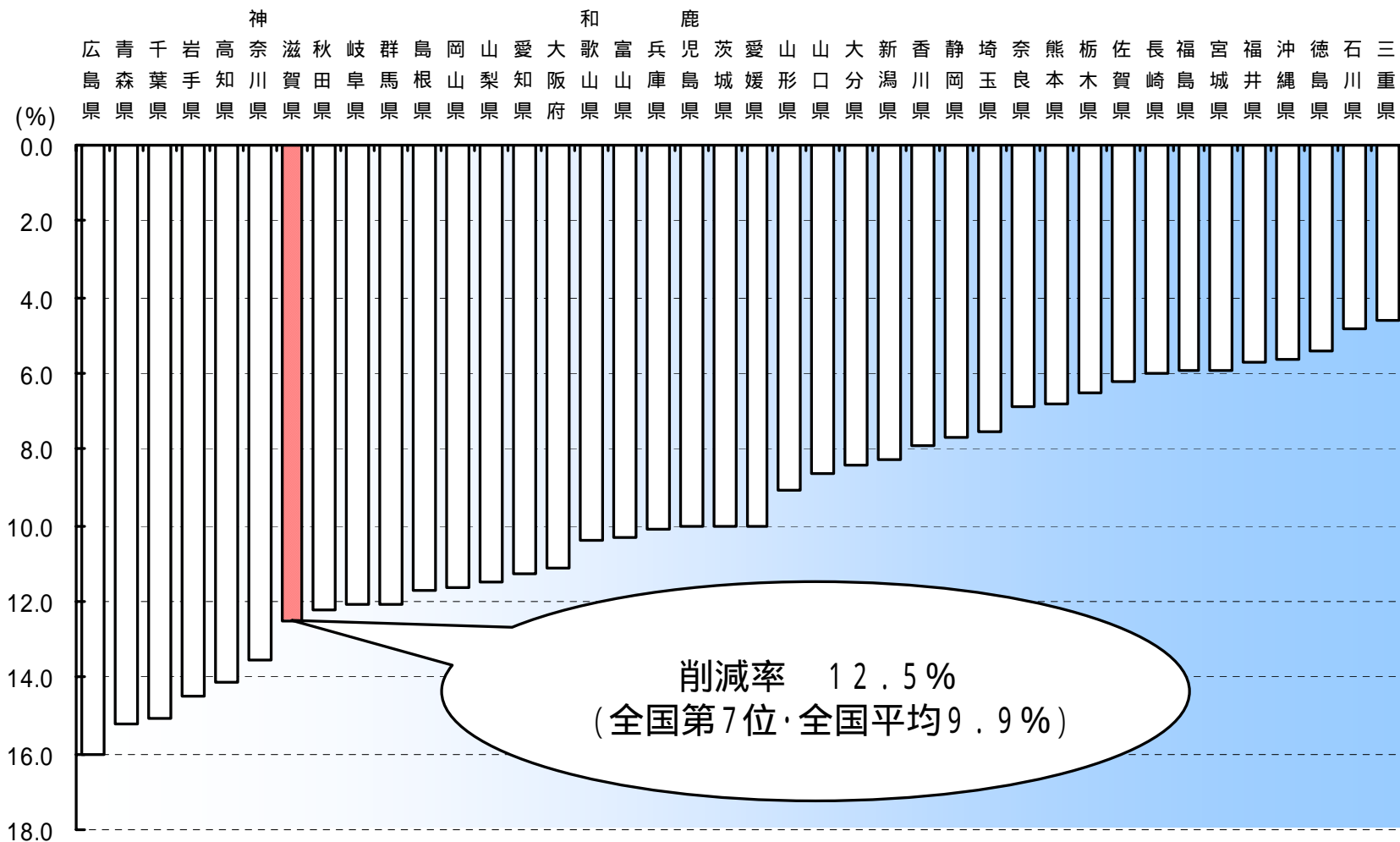
15 人口類似県における人口1万人当たりの職員数

平成19年度 定員管理調査(一般行政部門)



人口類似の17県のうち
少ない方から2番目

16 集中改革プランの人員削減率全国比較(一般行政部門)



「集中改革プラン」とは、…
 総務省から示された「新地方行革指針(平成17年3月29日通知)」を踏まえ、事務事業の整理・廃止、民間委託等の推進、職員の定員管理や給与の適正化などについて、平成17年度から平成21年度の5年間に集中的に実施する具体的な取り組みを数値目標を掲げるなどして住民に分かりやすく示した行政改革の計画です。各都道府県が策定し、公表することになっています。

17 人件費削減の取組

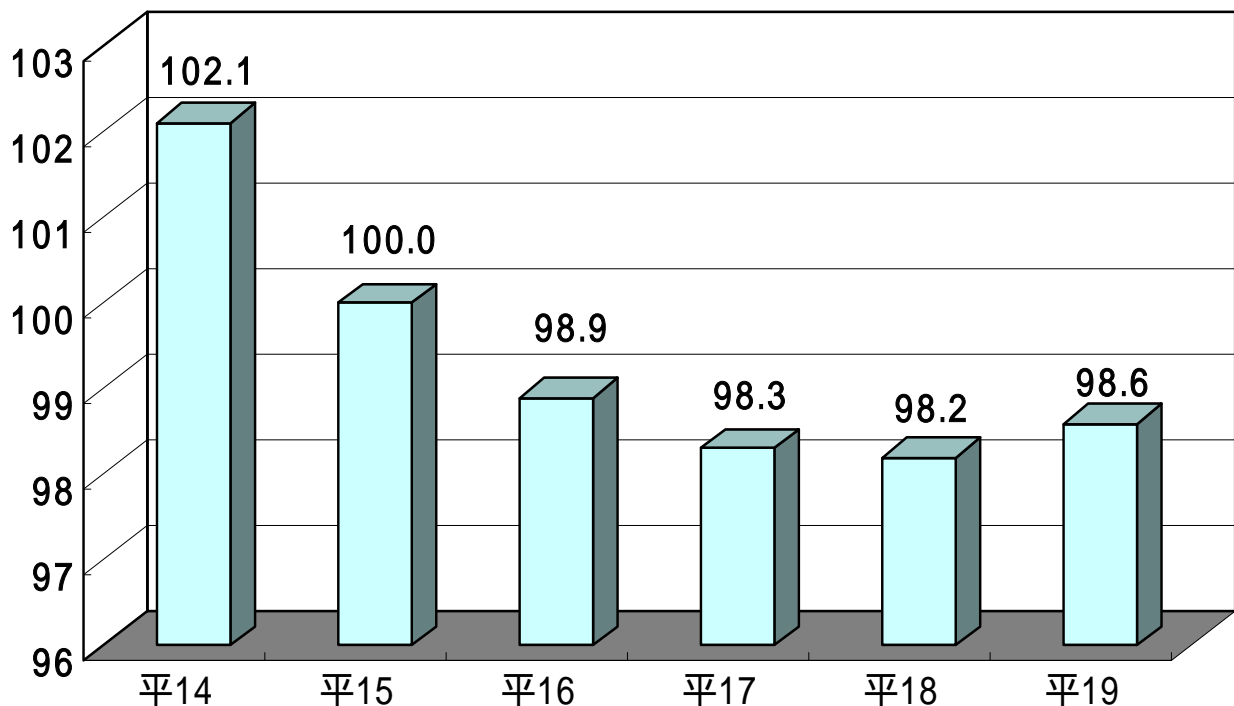
給与カットの状況

- ・平成15年度から給与カットを実施
- ・平成19年度の状況
 - 部次長 5%、課長・参事 3%、その他 1.5～2%
- ・平成20年度の予定
 - 部次長 6%、課長 4%、参事 2.5%、その他 1.5%
 - 給与構造改革に伴う経過措置の範囲内で削減
 - 削減後の給料月額を地域手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当の算定に反映
 - 管理職手当カット 部次長 15%、その他 10%
 - 期末勤勉手当の加算額の10%カット

行政職ラスパイレス指数

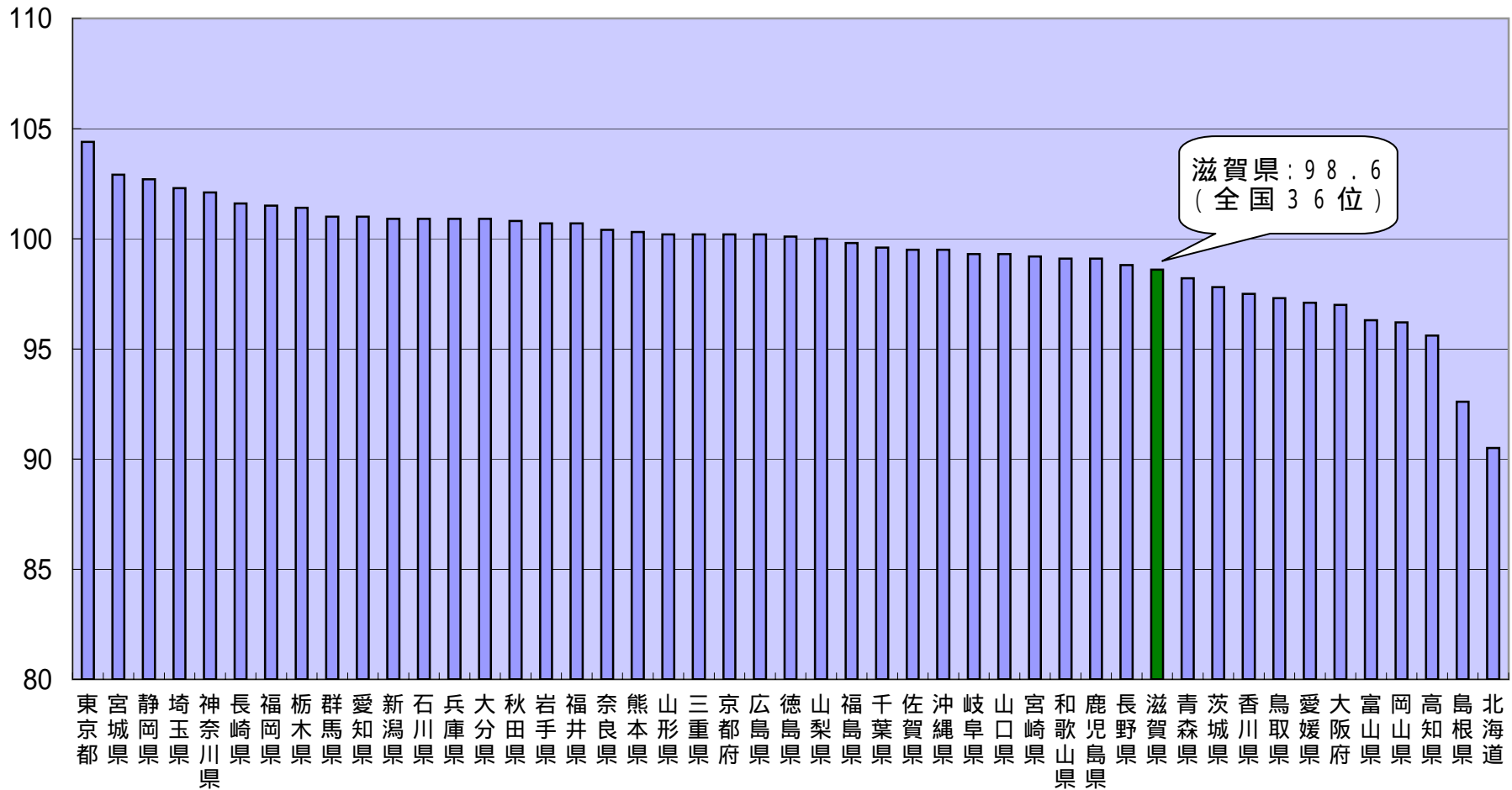
- ・平成19年度 98.6 (全国36位)

<ラスパイレス指数の推移>



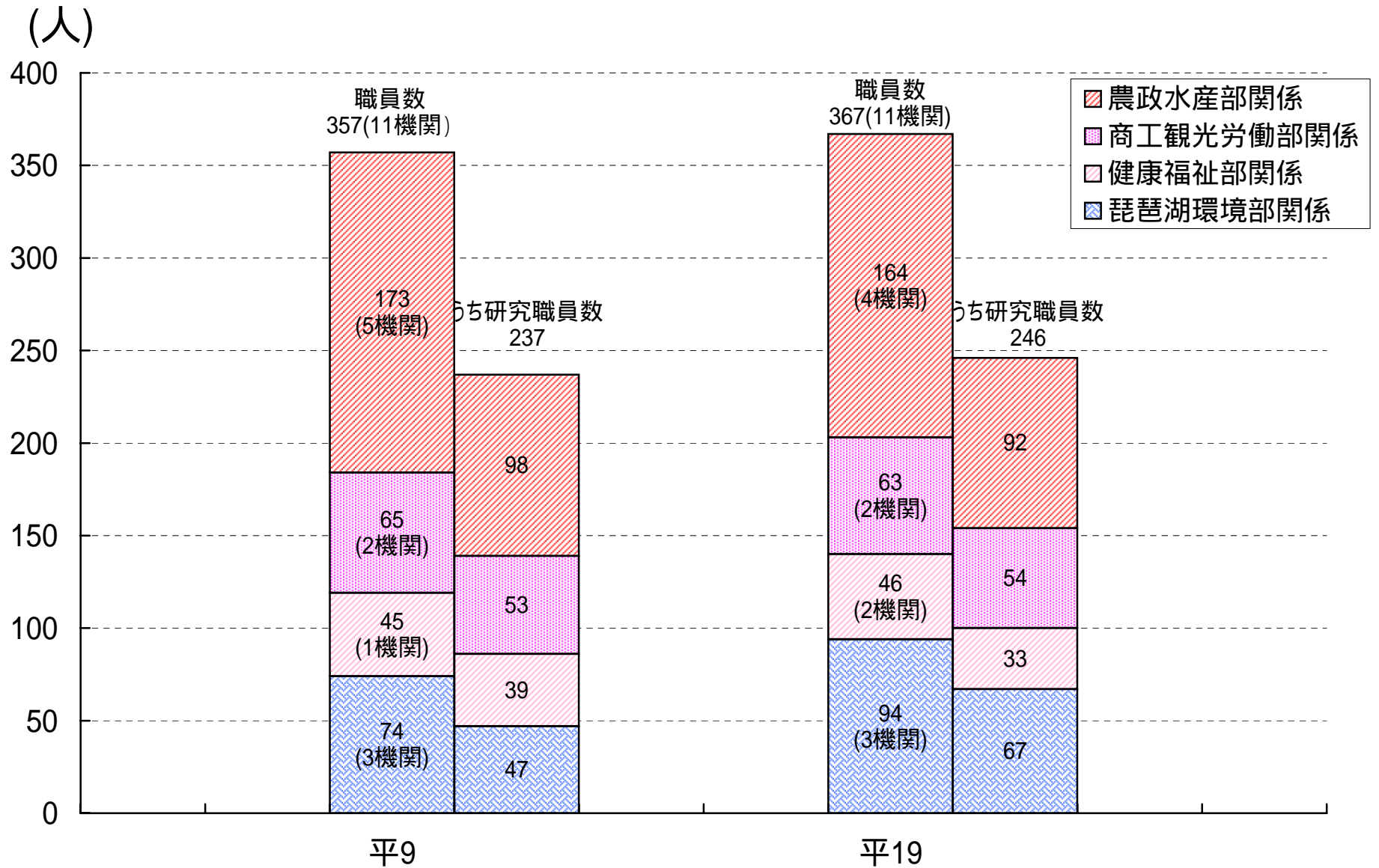
18 都道府県のラスパイレス指数の状況

平成19年地方公務員給与実態調査(総務省)



ラスパイレス指数・・・地方公共団体の一般行政職の職員の平均給与額を求め、国の平均給与額を100として算出した指数

19 試験研究機関の研究職員数の状況



20 公営企業会計等の状況

1 病院事業の業務状況

滋賀県病院事業では、高度専門医療を提供し、県民の健康増進と保健福祉の向上を図るため、次の3センターを運営しています。

病 院 名	診 療 開 始	診療科	病 床 数	建物延面積
成 人 病 セ ン タ ー	昭和 51 年 4 月	19 科	541 床	72,016.09 m ²
小児保健医療センター	昭和 63 年 4 月	9 科	100 床	9,436.06 m ²
精 神 医 療 セ ン タ ー	平成 4 年 9 月	3 科	100 床	8,151.09 m ²

患者の利用状況

平成 18 年度における県立 3 センターの利用実績（患者延数）は、入院が 192,321 人、外来が 305,334 人で、前年度に比べて、入院は 11,032 人の減少、外来は 4,819 人の減少となりました。

なお、各センターの近年の利用状況は、次のとおりです。

患者数

（単位 人）

区 分		平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
		上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	下半期	上半期	
成 人 病 セ ン タ ー	入 院	患者延数	75,713	76,092	75,046	73,608	65,619	65,619	61,502
		1 日平均	413.7	418.1	410.1	404.4	360.5	360.5	336.1
	外 来	患者延数	124,381	121,994	124,078	120,727	109,231	109,231	99,154
		1 日平均	1,019.5	1,025.2	1,017.0	1,006.1	910.3	910.3	799.6
小児保健医療 セ ン タ ー	入 院	患者延数	13,964	11,812	12,253	11,623	12,264	12,264	13,436
		1 日平均	76.3	64.9	67.0	63.9	67.4	67.4	73.4
	外 来	患者延数	19,723	19,239	21,023	21,964	23,812	23,812	21,407
		1 日平均	161.7	161.7	172.3	183.0	198.4	198.4	172.6
精 神 医 療 セ ン タ ー	入 院	患者延数	15,583	15,785	15,675	15,148	15,371	15,371	14,302
		1 日平均	85.2	86.7	85.7	83.2	84.5	84.5	78.2
	外 来	患者延数	10,986	10,833	11,167	11,194	15,538	15,538	15,895
		1 日平均	90.0	91.0	91.5	93.3	129.5	129.5	128.2
合 計	入 院	患者延数	105,260	103,689	102,974	100,379	93,254	93,254	89,240
		1 日平均	575.2	569.7	562.7	551.5	512.4	512.4	487.7
	外 来	患者延数	155,090	152,066	156,268	153,885	148,581	148,581	136,456
		1 日平均	1,271.2	1,277.9	1,280.9	1,282.4	1,238.2	1,238.2	1,100.5

建設改良の状況

アスベスト除去工事を実施しました。

決算の状況

損益収支

事業収益は、小児保健医療センターの保健指導部・療育部および精神医療センターの社会復帰部が、一般会計から移管されたことによる附帯事業収益等の増加により、対前年度比 1.9%増加の 16,316,495 千円になりました。一方、事業費用は事業収益と同様の理由により、附帯事業費用が増加したものの、材料費の削減等により医業費用が減少したことから、対前年度比 0.5%増加の 17,039,900 千円にとどまりました。この結果、当年度純損失は、前年度より 230,583 千円減少し、723,405 千円となりました。

財務状況

平成 18 年度末の総資産は、一般会計からの財産移管による有形固定資産の増加等により、前年度より 6,559,918 千円 (19.3%) 増加して 40,484,895 千円となりました。これに対して負債は未払金の減少等により 359,626 千円 (18.8%) 減少し 1,558,088 千円と、資本は一般会計からの財産移管による資本剰余金の増加により 6,919,544 千円 (21.6%) 増加し 38,926,807 千円となりました。

比較損益計算書 (平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで) (単位 千円)

科 目	平成 18 年度(A)	平成 17 年度(B)	比 較 増 減	
			(A) - (B)	(A)/(B) %
事 業 収 益	16,316,495	16,009,562	306,933	101.9
医 業 収 益	13,537,783	13,603,527	65,744	99.5
医 業 外 収 益	2,553,255	2,406,035	147,220	106.1
附 帯 事 業 収 益	225,457	-	225,457	皆増
事 業 費 用	17,039,900	16,963,550	76,350	100.5
医 業 費 用	15,823,730	15,878,284	54,554	99.7
医 業 外 費 用	1,006,444	1,054,141	47,697	95.5
附 帯 事 業 費 用	209,726	-	209,726	皆増
特 別 損 失	-	31,125	31,125	皆減
当年度純利益(は損失)	723,405	953,988	230,583	75.8

比較貸借対照表 (平成 19 年 3 月 31 日現在) (単位 千円)

資 産 の 部				負 債 お よ び 資 本 の 部			
科 目	平成 18 年度	平成 17 年度	比較増減	科 目	平成 18 年度	平成 17 年度	比較増減
固定資産	33,002,692	26,532,792	6,469,900	流動負債	1,558,088	1,917,714	359,626
流動資産	6,712,303	6,577,210	135,093	負債合計	1,558,088	1,917,714	359,626
繰延勘定	769,900	814,975	45,075	資 本 金	41,031,289	41,434,193	402,904
				剰 余 金	2,104,482	9,426,930	7,322,448
				資本合計	38,926,807	32,007,263	6,919,544
合 計	40,484,895	33,924,977	6,559,918	合 計	40,484,895	33,924,977	6,559,918

2 工業用水道事業の業務状況

工業用水の安定的な供給を通じて本県の工業振興に寄与するため、次の2事業を行っています。

事業名	給水開始	給水先
彦根工業用水道事業 給水能力 48,500 m ³ /日	昭和 46 年 5 月	彦根市、多賀町に立地する企業 12 社
南部工業用水道事業 給水能力 74,400 m ³ /日	昭和 43 年 5 月	守山市、栗東市、野洲市、湖南市、甲賀市、竜王町に立地する企業 51 社

給水状況

彦根工業用水道事業

平成 19 年度上半期の基本水量は、12 社合計 37,134 m³/日で、前年度同期に比べ 72 m³/日(0.2%)増加しました。

南部工業用水道事業

平成 19 年度上半期の基本水量は、51 社合計 63,587 m³/日で、前年度同期と比べ変動はありません。

建設改良事業の状況

南部工業用水道事業

平成 19 年度上半期は、吉川浄水場排水処理施設更新工事を前年度に引き続き実施しました。

決算の状況

損益収支

事業収益は、他会計補助金等の増加により、対前年度比 1.5%増加の 1,302,434 千円になりました。一方、事業費用は、経費等の減少により、対前年度比 2.8%減少の 1,030,270 千円になりました。この結果、純利益は、前年度より 48,559 千円増加し、272,164 千円となりました。

比較損益計算書

(単位 千円)

科 目	平成 18 年度 決算額 (A)	平成 17 年度 決算額 (B)	比 較 増 減	
			(A) - (B)	(A)/(B) %
工業用水道事業収益	1,302,434	1,283,582	18,852	101.5
営 業 収 益	1,272,328	1,274,924	2,596	99.8
営 業 外 収 益	30,106	8,658	21,448	347.7
工業用水道事業費用	1,030,270	1,059,977	29,707	97.2
営 業 費 用	911,836	933,692	21,856	97.7
営 業 外 費 用	118,434	126,285	7,851	93.8
当 年 度 純 利 益	272,164	223,605	48,559	121.7

財務状況

平成 18 年度末の総資産は、前年度より 275,454 千円 (1.9%) 増加して 15,132,171 千円となりました。これに対して負債は 14,436 千円 (1.9%) 減少して 748,429 千円と、資本は 289,890 千円 (2.1%) 増加して 14,383,742 千円となりました。

比較貸借対照表

(単位 千円)

資 産 の 部				負 債 お よ び 資 本 の 部			
科 目	平成 18 年度 決 算 額	平成 17 年度 決 算 額	比較増減	科 目	平成 18 年度 決 算 額	平成 17 年度 決 算 額	比較増減
固定資産	11,934,318	12,044,364	110,046	固定負債	373,042	380,230	7,188
流動資産	3,197,853	2,812,353	385,500	流動負債	375,387	382,635	7,248
				負債合計	748,429	762,865	14,436
				資本金	8,279,548	8,216,018	63,530
				剰余金	6,104,194	5,877,834	226,360
				資本合計	14,383,742	14,093,852	289,890
合 計	15,132,171	14,856,717	275,454	合 計	15,132,171	14,856,717	275,454

企業債の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在の企業債の現在高は 2,536,152 千円です。

3 上水道供給事業の業務状況

各市町が行っている水道事業への供給事業として、水道水の広域的、安定的な供給を行うため、次の2事業を行っています。

事業名	給水開始	給水先
南部上水道供給事業 給水能力 81,100 m ³ /日	昭和 53 年 8 月	草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市
東南部上水道供給事業 給水能力 中部 82,700 m ³ /日 甲賀 35,000 m ³ /日	〔中部地区〕 昭和 54 年 11 月	近江八幡市、東近江市、安土町、日野町、竜王町
	〔甲賀地区〕 昭和 59 年 6 月	甲賀市

給水状況

南部上水道供給事業

平成 19 年度上半期の給水状況は、給水人口 359,024 人（H19.3.31 現在）に対し、1 日平均給水量 58,794 m³ となっています。

1 日平均給水量を前年度同期と比較すると、3,228 m³（5.8%）増加しました。

東南部上水道供給事業

〔中部地区〕 平成 19 年度上半期の給水状況は、給水人口 209,179 人（H19.3.31 現在）に対し、1 日平均給水量 54,256 m³ となっています。

1 日平均給水量を前年度同期と比較すると、442 m³（0.8%）増加しました。

〔甲賀地区〕 平成 19 年度上半期の給水状況は、給水人口 66,457 人（H19.3.31 現在）に対し、1 日平均給水量 22,175 m³ となっています。

1 日平均給水量を前年度同期と比較すると、114 m³（0.5%）減少しました。

決算の状況

損益収支

事業収益は、給水収益等の増加により、対前年度比 1.4%増加の 5,634,737 千円になりました。一方、事業費用は、経費等の減少により、対前年度比 3.4%減少の 3,943,487 千円になりました。この結果、純利益は、前年度より 214,269 千円増加し、1,691,250 千円となりました。

比較損益計算書

(単位 千円)

科 目	平成 18 年度 決算額 (A)	平成 17 年度 決算額 (B)	比 較 増 減	
			(A) - (B)	(A)/(B) %
上水道供給事業収益	5,634,737	5,557,603	77,134	101.4
営業収益	5,153,260	5,106,725	46,535	100.9
営業外収益	481,477	450,878	30,599	106.8
上水道供給事業費用	3,943,487	4,080,622	137,135	96.6
営業費用	3,227,674	3,247,023	19,349	99.4
営業外費用	715,813	833,599	117,786	85.9
当年度純利益	1,691,250	1,476,981	214,269	114.5

財務状況

平成 18 年度末の総資産は、前年度より 32,527 千円 (0.1%) 減少して 51,576,504 千円となりました。これに対して、負債は 607,235 千円 (22.6%) 減少して 2,074,186 千円と、資本は 574,708 千円 (1.2%) 増加して 49,502,318 千円となりました。

比較貸借対照表

(単位 千円)

資 産 の 部				負 債 お よ び 資 本 の 部			
科 目	平成 18 年度 決 算 額	平成 17 年度 決 算 額	比較増減	科 目	平成 18 年度 決 算 額	平成 17 年度 決 算 額	比較増減
固定資産	44,737,201	44,962,550	225,349	固定負債	1,102,597	1,220,133	117,536
流動資産	6,839,303	6,646,481	192,822	流動負債	971,589	1,461,288	489,699
				負債合計	2,074,186	2,681,421	607,235
				資本金	32,598,985	32,741,012	142,027
				剰余金	16,903,333	16,186,598	716,735
				資本合計	49,502,318	48,927,610	574,708
合 計	51,576,504	51,609,031	32,527	合 計	51,576,504	51,609,031	32,527

企業債および他会計借入金の状況

平成 19 年 3 月 31 日現在の企業債の現在高は 18,254,636 千円です。また、他会計借入金の現在高は 1,778,978 千円です。

4 下水道事業の概要

計画の概要

区 分	琵琶湖流域下水道			
	湖南中部処理区	湖西処理区	東北部処理区	高島処理区
供用開始年月日	S57.4.1	S59.11.1	H3.4.1	H9.4.1
計画処理面積	約 29,227ha	約 3,543ha	約 13,645ha	約 2,443ha
計画処理人口	約 878千人	約 149千人	約 396千人	約 51千人
計画処理水量	約 788千m ³ /日	約 117千m ³ /日	約 371千m ³ /日	約39.6千m ³ /日
排除方式	分流式（汚水と雨水とに分けて処理する方式）			
官渠延長	約 189km	約 16km	約 151km	約 27km
中継ポンプ場	7箇所	3箇所	6箇所	4箇所
浄化センター敷地面積（位置）	約 63.7ha 草津市矢橋町 字帰帆2108番	約 11.1ha 大津市苗鹿三 丁目および木 の岡町地先	約 64.1ha 彦根市松原町、 宮田町および 米原市磯地内	約 7.5ha 高島市今津町今 津および高島市 新旭町饗庭地先
関係市町	9市3町 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 大津市 近江八幡市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 東近江市 安土町 日野町 竜王町 </div>	1市 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 大津市 </div>	4市8町 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 彦根市 長浜市 米原市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町 虎姫町 湖北町 高月町 木之本町 東近江市 </div>	1市 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 高島市 </div>

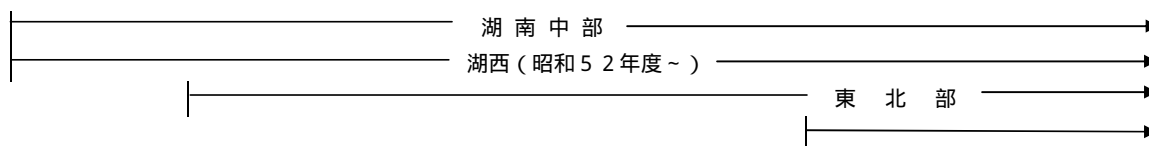
- 注1．計画処理人口には、観光人口を含まない。
 2．管渠延長には、放流渠を除外している。
 3． は事業実施市町

流域下水道事業特別会計

(単位：千円)

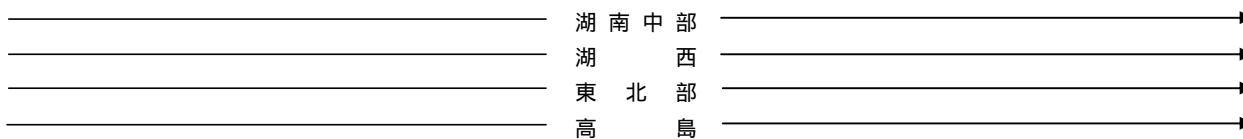
区 分	平成19年度	平成18年度		比 較		備 考
	当初予算額(A)	当初予算額(B)	最終予算額	増減額(A-B)	A / B %	
流域下水道建設事業費	10,774,416	12,602,300	12,575,396	1,827,884	85.5	補助 10,530,000 単独 244,416
供用開始準備費	0	0	0	0	-	
環境整備事業費	0	0	0	0	-	
流域下水道維持管理費	80,350	96,635	96,954	16,285	83.1	
流域下水道管理費 (処理区管理費)	7,990,910	7,536,400	6,906,023	454,510	106.0	
職員給与費(振替 人件費除く)	352,084	403,896	372,099	51,812	87.2	
公 債 費	4,692,240	4,654,172	4,560,622	38,068	100.8	
各 種 返 還 金	0	112,597	950,515	112,597	0.0	
予 備 費	0	29,000	0	29,000	0.0	
計	23,890,000	25,435,000	25,461,609	1,545,000	93.9	

琵琶湖流域下水道建設費



(単位：百万円)

	46~56年度	57	58	59	60	61	62	63	元年度	2	3	4	5
補助事業	68,246	9,499	9,107	9,049	10,165	10,625	13,584	13,177	14,011	14,898	15,947	21,068	27,143
単独事業	1,563	348	525	585	651	666	640	174	126	524	779	630	1,059
計	69,809	9,847	9,632	9,634	10,816	11,291	14,224	13,351	14,137	15,422	16,726	21,698	28,202
累計	69,809	79,656	89,288	98,922	109,738	121,029	135,253	148,604	162,741	178,163	194,889	216,587	244,789



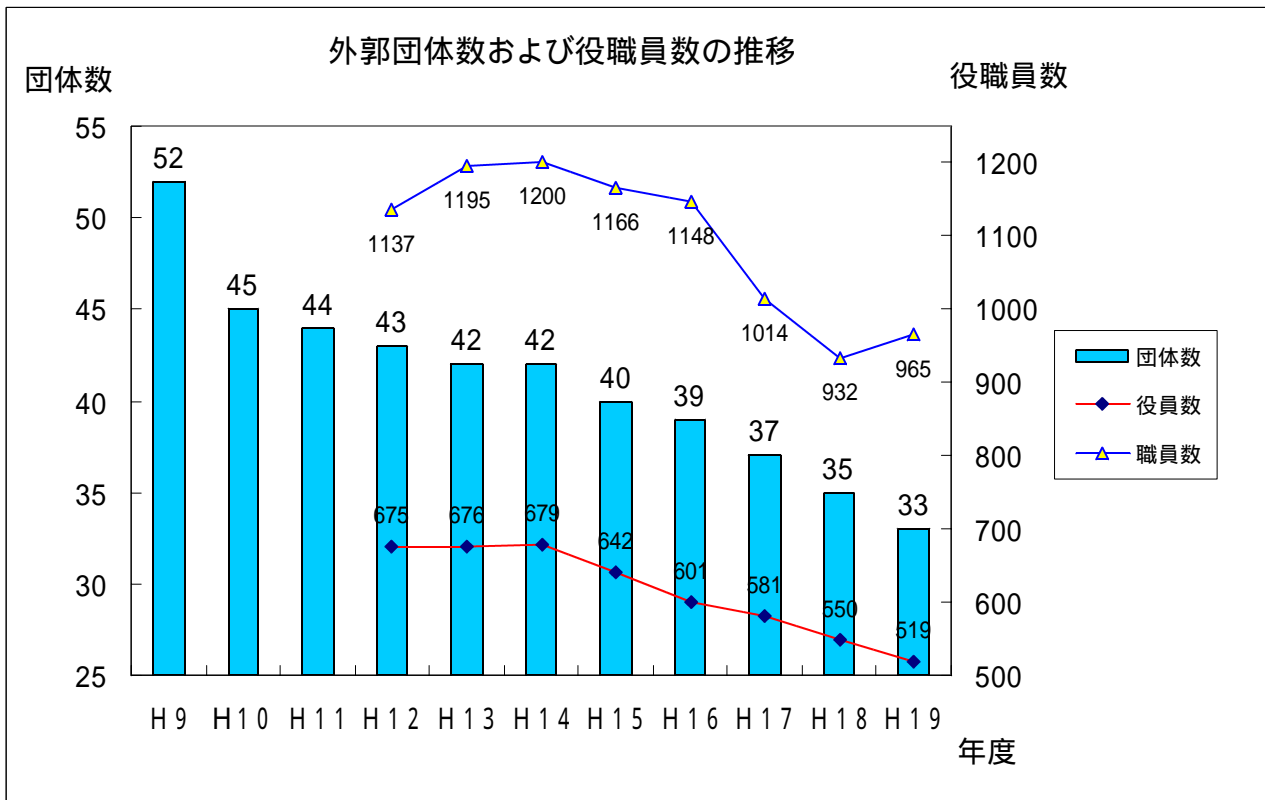
(単位：百万円)

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19 (当初)
20,470	26,092	23,589	20,759	28,955	22,894	22,144	20,387	18,789	16,117	16,474	15,780	12,373	10,530
1,227	529	323	1,026	285	233	293	156	193	165	82	68	97	244
21,697	26,621	23,912	21,785	29,240	23,127	22,437	20,543	18,982	16,282	16,556	15,848	12,470	10,774
266,486	293,107	317,019	338,804	368,044	391,171	413,608	434,151	453,133	469,415	485,971	501,819	514,289	525,063

18年度末事業費累計	
補助事業累計	501,342
単独事業累計	12,947
総 累 計	514,289

21 外郭団体の見直し状況

1 団体数と役職員数の状況



各年度数値は4月1日現在

2 中期経営計画の策定状況

「新外郭団体見直し計画」で策定を予定している32団体中11団体が策定済み
(平成19年10月末現在)

21団体については、計画期間に策定予定

3 業務の共同化の状況

事務部門の統合による効率的な運営を行うため、事務局の一元化を実施

滋賀県土地開発公社
滋賀県住宅供給公社
滋賀県道路公社 } 平成11年4月から事務局を一元化

(財)滋賀県農林漁業後継者特別対策基金
(財)滋賀県農地協会
[滋賀県農業会議] } 平成11年4月から事務局を一元化

これらの一元化により職員数 10人

22 業務改革の実績

【これまでの主な取組例】

情報システム関係調達に係る取組み

情報システム関係調達業務において、業務プロセスを可視化することにより、当該業務の計画そのものの必要性の再確認や、業務を簡素化することによる構築費用の低減化など、効率的・効果的な執行を図っている。

複数年契約の実施

清掃業務、警備業務および運転監視業務については従来より（債務負行為による）複数年契約を実施している。条例改正により、平成19年度から複写サービス業務や信書便や小包配送業務についても複数年契約を実施している。

プリントサービスの導入

事務用プリンタについて、平成18年度より従来の買い取り方式から使用枚数に基づき支払う方式に変更することにより経費節減を図っている。

公用車の駅前配置

平成11年度から近江八幡駅（男女共同参画センター、2台）および彦根駅（彦根地域振興局、2台）、平成14年度から長浜駅（駅前駐車場、1台）に集中管理車を配置し、環境負荷の低減と利便性の向上を図っている。

競争入札の導入

電気については、平成17年度（10月）から入札を実施しており、より安価で供給できる業者と契約を行っている。

23 契約事務の制度改正状況

県の取り組みの現状

(1) 公共工事、公共工事にかかる設計等の業務委託

ア) 一般競争入札の対象拡大（透明性・競争性確保、参加機会の拡大）

平 19.10～ 1千万以上について簡易型一般競争入札を導入（指名併用）

平成 21 年度から原則として一般競争入札を全面導入

イ) 電子入札の普及定着

平 19 末の全面对応に向け、段階的に対象を拡大

ウ) 総合評価方式の対象拡大(ダブリングの防止と、品確法による品質確保)

平 18.9 5 億円以上の工事で完全実施。1 億円以上の工事で試行（平 20 以降本格導入）。なお、1 億円未満は平 21 以降試行

エ) 低入札価格調査制度の適正実施

安全管理や下請け業者などへのしわ寄せ防止等

(2) 物品関係

ア) 電子入札

平 18.7 出納局等で運用開始

平 19.10～ 全所属に拡大（対象業種：全業種）

イ) 一般競争入札

平 19.10～ 予定価格 160 万円を超えるものについては原則実施

24 職員の創意工夫や改善の現状

実践的な創意工夫や業務の改善などに積極的、自発的に取り組み、効果的・効率的にねらいを達成するなどの“きらりと光る仕事”を実行あるいは提案した所属、グループ、職員等と知事との意見交換を「しごと きらり」として実施している。

[取組例]

地域住民との協働による違反広告物の除却

- ・ 地域の声を活かし、県内で初めて地域住民自らの手で違反広告物を除却できる「違反広告物除却推進員制度」を創設し、地域との協働で違反広告物を除却する取り組みを始めている。

通勤時等における道路ウォッチング

- ・ 通勤や公用車等による出張時に、利用者の視点で道路を観察し、発見した損傷や異常等を即時に報告し、対応等を図ることにより、効率的で密度の高い道路管理に努めている。

しがの農業マーケティング戦略の検討

- ・ 農業・畜産・水産のそれぞれの専門分野の若手職員により部内横断的なプロジェクトチームを設置して、生産・流通の現状分析、マーケティング戦略策定のための役割分担等について、協議・検討し、マーケティング戦略に関連する事業（PR活動）を一元化して取り組むなど、業務のより一層の効率化と、効果的な事業の実施に取り組んでいる。